

吹田市公告第297号

画地計算調書及び登記申請書類の電子化業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和5年6月1日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 業務名

画地計算調書及び登記申請書類の電子化業務

2 業務委託期間

令和5年7月3日～令和6年3月31日

3 業務内容

別紙仕様書のとおり

4 入札予定価格

事後公表とする。

5 入札回数

2回までとする。

6 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- （1） 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2） 本市の入札参加有資格者名簿に参加希望種目が「情報処理」で登録があり、過去に自治体保管の個人情報を含む紙資料のデータ化業務を元請として履行した実績を有する者であること。
- （3） 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。
- (6) 次のア、イのいずれか又は両方の認証を取得している者であること。
 - ア 作業拠点における情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である ISO27001（日本工業規格「JIS Q 27001」）の認証
 - イ 日本工業規格「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者の認証（プライバシーマーク）

7 入札参加資格の確認

本入札の参加希望者は、（１）に示す書類を提出し、入札参加資格を有することの本市の確認を受けなければならない。なお、期限までに提出しない場合及び入札参加資格がないと認められた場合は、本入札に参加することはできない。

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書（様式１）
- イ 契約履行実績調書（様式２）
- ウ 「６ 入札参加資格」の（６）に示す要件を満たしている者であることを証明する書類

(2) 申請書等の提出

ア 提出期間

令和５年６月１日（木）から令和５年６月13日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前９時から午後５時30分まで(正午から午後０時45分までを除く。)

イ 提出先

吹田市泉町１丁目３番４０号 吹田市税務部資産税課（中層棟2階）

ウ 申請書等の取得方法

吹田市ホームページ（産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞令和５年度(2023年度) 一般競争入札(業務委託) 一覧＞画地計算調書及び登記申請書類の電子化業務に係る制限付一般競争入札）からダウンロードにより交付することとし、郵送、宅配、電送等による交付はしない。

エ その他

- (ア) 申請書等の作成及び郵送等に係る費用は、申請者の負担とする。
- (イ) 提出された申請書等は、返却しない。
- (ウ) 申請書等は持参又は郵送（一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかに限り、（２）アに記載する提出期間内に必着のこと。）によるものとする。

(３) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、令和５年６月16日（金）までに、様式１に記載の連絡先に電子メールにより通知する。

なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して電子メールにより通知する。

(４) その他

提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

８ 入札関係書類の配布

本案件の次に掲げる入札関係書類は、吹田市ホームページ（産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞令和5年度(2023年度)一般競争入札(業務委託) 一覧＞画地計算調書及び登記申請書類の電子化業務に係る制限付一般競争入札）からダウンロードして使用すること。

- (１) 仕様書
- (２) 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）
- (３) 契約履行実績調書（様式２）
- (４) 吹田市暴力団の排除等に関する条例の施行に伴う誓約書
- (５) 入札書
- (６) 入札心得書
- (７) 委任状
- (８) 委任状・入札書の記載の仕方
- (９) 入札辞退届
- (１０) 質疑書

９ 入札説明会の開催

説明会は実施しない。

1 0 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和5年6月1日(木)から令和5年6月6日(火)午後5時までとし、電子メールにより受け付ける。様式は「8 入札関係書類の配布」(10)を使用すること。

資産税課電子メール(E-mail: shisanze@city.suita.osaka.jp)

(2) 回答期日

令和5年6月9日(金)中に吹田市ホームページ(産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>業務委託・物品購入 入札情報>令和5年度(2023年度)一般競争入札(業務委託)一覧>画地計算調書及び登記申請書類の電子化業務に係る制限付一般競争入札)にて回答する。

なお、質疑がなかった場合、通知はしないものとする。

1 1 入札の日時、場所及び方法

(1) 入札日時

令和5年6月20日(火)午後3時30分

(2) 入札場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所低層棟2階税務会議室

(3) 入札方法

ア 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

イ 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は、2回までとする。

ウ 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

1 2 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出するものとする。

1 3 入札金額

(1) 入札書記載金額については、本市が仕様書で提示した要件に基づき、「2 業務委託期間」に係る費用の総合計を算出すること。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者

であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1 4 入札保証金

吹田市財務規則第98条の規定に基づき免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

1 5 入札成立要件

入札参加資格を有する者が1者であってもこの入札は成立とする。

1 6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 本要領に示した参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札
- (2) 入札心得書に示した条件など、入札に関する諸条件に違反した入札
- (3) 参加資格確認申請に必要な証拠書類を提出しない者がした入札
- (4) 事前審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者又は吹田市公共工事等及び売り払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者、また同要領別表に掲げる措置要件に該当する者がした入札
- (5) 入札時点において参加資格を欠いた者がした入札

1 7 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

1 8 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

1 9 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)

までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 入札心得書第10条第1項第12号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第13条第1項に定める期間内に契約を締結しないとき

2 0 契約の保証

落札者は、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

2 1 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

2 2 契約予定日

令和5年7月3日(月)

2 3 その他

入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び「仕様書」の内容を承認の上、入札を行うこと。

2 4 問合せ先

吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市税務部資産税課(中層棟2階)

電話 06-6384-1246(直通)

F A X 06-6368-7344

E-mail shisanze@city.suita.osaka.jp